北海道胆振東部地震への当局の対応

当局において、各部の役割に応じ機動的な対応を行っている。

概要

総務部

○当局職員の被災地への派遣【9月8日~10月23日】

北海道及び道内全市町村との「災害時の応援に関する協定」(平成26年3月締結)に基づき、派遣依頼を受けた先に当局職員を交代で派遣。

当局職員の派遣状況(平成30年10月23日現在)

(単位:延べ人日)

二局极其OME(MAC) (十九000年107)20日纪日/ (十五			E 7117
派遣先	派遣期間	派遣内容	派遣人数
安平町	9月8日~18日	物資の受入れ、積込	40
むかわ町	9月14日~10月23日	ボランティア活動の進行状況管理	40
日高町	9月26日~10月4日	罹災証明事務	12
合計			92



くむかわ町でのボランティア活動が実施された箇所のマッピング作業の様子〉

理財部

- ○「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の案内【9月6日~、随時】
- ・災害救助法適用市町村で被災し、住宅ローン や事業性ローン等の返済に困っている個人を 対象に、一定の要件の下で、金融機関の同意 を前提として債務整理(債務の免除・減額等)を 行う際の準則(ガイドライン)を案内。
- ※被災された方の心情にも配慮し、自治体担当者に 様子を確認しながら慎重に対応。
- ・札幌弁護士会と共催で、地域金融機関へのガイドライン説明会及び意見交換会を実施。
- ・北海道等と共催で、厚真町、安平町、むかわ町で「中小企業等経営・金融支援施策説明会・相談会」実施。



○金融機関等への要請【9月6日】

日本銀行各支店とともに、管内の各金融機関等に対して、災害救助法適用市町村の被災者の方々に対する金融上の措置 を適切に講ずるよう要請。

○金融ほっとラインでの相談受付 【随時】

預金・融資、保険、貸金など金融商品・サービス全般に関する質問・相談や情報を受付。(NHK総合テレビでも紹介)

○災害査定(立会)の早期実施【10月10日~】

公共土木施設(地方公共団体所管)、農地・農業用施設の早期復旧を図るため、被災後約1か月で災害査定(立会)に着手。

管財部

○災害時における国有財産の使用、利用可能 な国有財産の情報提供【9月6日~、随時】

当局所管の未利用国有地及び利用可能な国家公務員宿舎について、関係機関に情報提供。

未利用国有地24件、国家公務員宿舎等336戸(10月17日現在) ※発災後に対応するフェーズを見て、複数回情報提供を実施。

○国有財産の貸付料減免【9月14日】

当局と国有財産の貸付契約を締結している方を対象に、地 震の影響等により建物が倒壊するなど、国有財産が使用でき ない場合に貸付料が減免できる措置を紹介。

○災害発生時における国有財産の無償貸付等

災害発生時の応急措置の用に供する場合には、被災地方公 共団体に対して、国有財産の無償での貸付や使用許可を行う 措置を講ずる。